

業種別 9 9 団体に対する職業安定局長要請文

拝 啓

職業安定行政の運営につきましては、平素より格別の協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、去る昭和 50 年 12 月、同和地域住民の就職の機会均等の保障を阻害し、様々な差別を招来し助長する悪質な差別冊子「地名総鑑」なるものを購入し利用した企業が判明した際、今後かかる事態の絶滅を期するため、労働省として、企業が同和問題に対する正しい理解と認識を深め、社会的責任を果たされるよう、強くお願いをしたことは御承知のことと存じます。しかるに、残念ながらその後も同様な事実が次々と指摘され、今般、また、同類の差別冊子「日本の部落」及び「大阪府下同和地区現況」なるものを購入していた企業が新たに 26 事業所も判明いたしました。このことは、差別の解消をめざして行政指導を続けてきた小職においては強い衝撃であり、これらが採用、選考に悪用されていたとすれば、その結果が前途有為な人たちに与えた影響の大きさに強い憤りをおぼえるところであります。

労働省は、従来より、同和地域住民の就職の機会均等を確保するため、全国の事業所に企業内同和問題研修推進員の配置をお願いし、これら推進員を中心として、就職差別の生じる余地のない公正な従業員採用、選考体制が確立されるよう指導に努めてきたところであります。

特に、新規高等学校卒業者の就職につきましては、文部省、全国高等学校校長会とも協議して全国統一応募書類を設定し、就職差別の排除に努めてきたところでありますが、最近、短期大学、高等専門学校を含む大学卒業者に対する問題が数多く提起されているにもかかわらず、就職差別を排除するための各種規制は、大学卒業者の採用については関係がないと、一部企業において誤解されている向きもあるやに聞いております。

近々、大学卒業者の採用、選考が行われる時期ともなりますので、少なくとも採用、選考時において、①応募社用紙に本籍地番及び家族の職業について記入を求めないこと、②戸籍謄本等の提出を求めないこと、③身元調査を行わないこと、④その他本人の適性と能力によらない選考を行わないこと、について遵守されるよう強く要請する次第であります。

労働省といたしましては、都道府県に対し、職業安定機関が企業との各種連絡会議の場を利用し、または企業内同和問題研修推進員を通じて、企業に対する指導を更に一層徹底するよう指示しているところであります。

貴団体におかれましても、同和問題解決のための社会的責任を十分に理解され、業界あげて、公正な採用、選考体制の確立のため、さん下企業に対する指導の徹底が図られますよう強く要請いたします。

末筆ながら、貴団体の今後の御発展をお祈り申し上げます。

敬 具

昭和 5 5 年 9 月 2 5 日

労働省職業安定局長

関 英 夫

殿